

名古屋医療圏保健医療計画案の概要

1 改定の経緯

厚生労働省が医療計画の策定指針を改めたため、愛知県地域保健医療計画について、県全体の計画は平成 25 年 3 月に、二次医療圏ごとの計画は平成 26 年 3 月に見直しを行うことになったもの。

2 名古屋医療圏保健医療計画案の概要と主な改定内容

第 1 章 地域の概況

(1) 地勢

当医療圏の面積は 326.43 km²あり、地形は東高西低でおおむね平坦となっている。

(2) 交通

鉄道の占める輸送人員が東京、大阪と比べて著しく低く、典型的な自動車交通体系となっている。

(3) 人口及び人口動態

当医療圏の人口は、平成 24 年においては 2,266,851 人であり、うち 65 歳以上の高齢者が占める割合が 22.1%となっている。今後も高齢者人口及び占める割合も増加していく見込みである。

(4) 保健・医療施設

平成 24 年における医療施設数は、病院 133、診療所 2,032、歯科診療所 1,440、助産所 66、薬局 1,044 となっている。

第 2 章 公的病院等の役割を踏まえた医療機関相互の連携のあり方

(1) 総論

当医療圏においては公的病院等は 18 病院あり、採算性の面からみ民間医療機関だけでは担うことが難しい政策的医療を担っている。

(2) 市立病院

市立病院は 3 病院あり、各市立病院のもつ医療資源を効率的に活用し、特色ある医療機能の充実・強化を進めている。

(変更点)「新名古屋市立病院改革プラン」に基づく市立病院の再編後の状況について記述した。

第3章 機能を考慮した医療提供施設の整備目標

(1) がん対策

がん診療連携拠点病院を中心とした地域の医療機関相互の連携を推進するとともに、がん検診の受診率向上に努める。

(変更点) ワンコインがん検診や名古屋陽子線治療センターの診療開始など市の施策を記述した。

(2) 脳卒中対策

発症後の急性期医療からリハビリテーションにいたる治療体制の整備を進める。

(3) 急性心筋梗塞対策

発症後の急性期医療からリハビリテーションにいたる治療体制の整備を進める。

(4) 糖尿病対策

病院、診療所、歯科診療所、保健所、事業所等の連携を図り、糖尿病初期教育、治療中断者への対応、合併症治療等、糖尿病の各段階に合わせた適切な医療体制の構築を図る。

(5) 精神保健医療対策

こころの健康についての啓発など「予防・アクセス」への取り組み、「治療・回復・社会復帰」・「精神科救急」・「身体合併症」に対応するための体制充実及び検討、「専門医療」「うつ病」への支援体制の構築及び検討を進める。

(変更点) 本節は新規事項。なお、認知症対策については、第10章「高齢者保健医療福祉対策」で記述。

(6) 歯科保健医療対策

ライフサイクルに応じた歯科保健対策を推進するほか、歯科医療機関などの関係機関が連携を図り、歯科保健対策が円滑に推進されるよう支援する。

第4章 救急医療対策

関係団体の協力のもと、第一次及び第二次救急医療体制の充実に努める。また、救急医療機関の適正受診について、患者や家族に周知を図る。

第5章 災害医療対策

急性期、亜急性期、中長期の時系列で必要な医療体制を構築するとともに、平常時より地域における災害医療の課題について検討する。

(変更点) 地域災害医療対策会議や災害医療コーディネーターによる災害時のコーディネート体制について記述したほか、発災時対策を「72時間まで」「72時間から5日間まで」「5日目以降」と時系列により記述。

第6章 周産期医療対策

周産期医療体制の充実強化を図り、安心して子どもを産み育てる環境の整備を図る。

第7章 小児医療対策

小児救急患者が安心して受診できる体制作りに努めるとともに、診療機能に見合った救急医療体制の利用法、緊急時の対処法等の普及啓発を図る。

(変更点) 児童虐待対策について新たに記述。

第8章 在宅医療対策

在宅患者の多様なニーズに対応するため、保健・医療・福祉の連携をより一層図り、地域包括ケアシステムの構築に努める。

(変更点) 地域包括ケアシステムの構築についての課題を記述。

第9章 病診連携等推進対策

医療機関の機能分化と相互連携を推進するため、病診連携システムの整備に努める。

第10章 高齢者保健医療福祉対策

各種事業を着実に推進することにより、地域包括ケアシステムの構築に努める。

(変更点) 地域包括ケアシステムの構築についての課題を記述した。また、認知症施策について、認知症疾患医療センターなど医療対応にも記述した。新たに高齢者虐待防止について記述した。

第11章 薬局の機能強化等推進対策

(1) 薬局の機能推進対策

公衆衛生・地域医療の拠点となる「かかりつけ薬局」を育成し、住民への普及、定着を図る。

(2) 医薬分業の推進対策

さらなる医薬分業率の向上を図る。

第12章 医療安全支援センター

専門的な相談に対応するため、関係機関との一層の連携をすすめる。

第13章 健康危機管理対策

関係機関との連携を密にし、情報連絡体制の構築を図るとともに訓練を実施するなどして不測の事態が発生した場合に迅速に対応できる体制を整える。

(変更点) 名古屋市で新型インフルエンザ対策行動指針を定めた旨記述。